

でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策Q & Aの主な変更点について

1 対象者要件の運用改善の反映

でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策に係る対象者要件の運用改善（平成20年12月）の内容をQ & Aに反映しました。平成21年度中の本則要件への移行に向けてご活用下さい。

（運用改善の内容）

- ・ 受託者となれる認定農業者の要件について、でん粉原料用かんしょを生産していないすべての認定農業者に拡大しました。（Q25）
- ・ 収穫作業を受委託する場合の取扱いについて、「掘り起こし」の受委託だけでも収穫作業の受委託要件を満たすこととしました。（Q37）

2 気になるQ & A 10問の作成

農家の皆さんにとって関心が高いと思われるQ & Aを抜き出し、「でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策気になるQ & A10問」として整理しました。

3 これまでの問いと回答の見直し

Q & Aの内容を分かりやすくするため、これまでの問いと回答についても全面的に見直しました。

4 デザインの一新

Q & Aを見やすく、使いやすくするため、これまで一緒になっていたさとうきびとでん粉原料用かんしょのQ & Aを別々にするとともに、デザインを変更しました。

5 主なお問い合わせの追加

Q & Aの作成後に寄せられた

- ・ 急な病気や風水害等によって対象者要件を欠いた場合の取扱い
（Q15、Q17、Q20、Q32）
- ・ 基幹作業の具体的な内容や実施方法（Q33、Q34、Q35、Q36）
- ・ 法人格を持たない組織への課税や収入印紙の取扱い（Q52、Q53、Q55）
- ・ 農業高校や試験場、PTAの取扱い（Q56）

等の主なお問い合わせをQ & Aに追加しました。

※ 平成21年度中に本則要件を満たしましょう！